

群馬大学医学部附属病院歯科臨床研修管理委員会規程

平成 18. 4. 1 制 定
改正 平成 30. 4. 1 令和元. 6. 10

(設 置)

第 1 条 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年6月28日厚生労働省令第103号）に基づき、群馬大学医学部附属病院に群馬大学医学部附属病院歯科臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、歯科医師臨床研修制度の基本理念の下、研修内容の充実及び研修医の資質の向上を図り、研修プログラムの策定、研修医・指導医の評価及び処遇など、歯科医師臨床研修制度の構築を目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修プログラムの作成に関すること。
- (2) 各研修プログラム相互間の調整等に関すること。
- (3) 研修医の募集、採用（マッチングを含む。）及び処遇に関すること。
- (4) 臨床研修病院及び診療所群への出向等に関すること。
- (5) 研修の継続及び中断の可否に関すること。
- (6) 研修状況の評価等（DEBUTを含む。）に関すること。
- (7) 研修後及び中断後の進路及び相談等の支援に関すること。
- (8) その他臨床研修に関すること。

(組 織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 臨床研修センター長
- (3) 臨床研修副センター長
- (4) 臨床研修プログラム責任者
- (5) 副臨床研修プログラム責任者
- (6) 事務部長
- (7) 指導歯科医
- (8) 委員長が推薦する臨床研修病院又は診療所群以外の有識者 1 人
- (9) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 5 条 前条第 7 号から第 9 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 4 条第 1 号委員をもって充て、副委員長は第 4 条第 4 号委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、臨床研修センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月10日から施行する。